



鳥取県公報

平成 31 年 3 月 26 日 (火)
号外第 3 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (25) (税務課) 5
	職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (26) (人事企画課) 17
	鳥取県行政組織規則及び鳥取県予算規則の一部を改正する規則 (27) (〃) 19
	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県 病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (28) (〃) 33
	鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則 (29) (統計課) 35
	鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (30) (青少年・家庭課) 39
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (31) (循環型社会推進課) 44
	鳥取県会計規則の一部を改正する規則 (32) (会計指導課) 50

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県税条例の一部が改正され、身体障害者等に係る自動車取得税及び自動車税の減免制度が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る自動車取得税及び自動車税の減免の申請について、自動車の用途を証する書類の提出を不要とする。

(2) 身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車に係る自動車取得税及び自動車税の減免の申請に係る添付書類について、住民票等の生計を一にすることが確認できる書類（現行：福祉事務所の長等が発行する生計同一証明書）によることができるものとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成31年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

県の内部組織の見直しに伴い、新たな職を設置する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 職員の職について、次のとおり改める。

ア 新設する職

第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務総長、第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務局長、中部復興支援幹、文化財主事及び主幹研究員

イ 廃止する職

中部復興監、企画調整幹、民工芸振興官及び支援幹

(2) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

◇鳥取県行政組織規則及び鳥取県予算規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

文化財の保護に関する事務の教育委員会から知事部局への移管に伴い、知事部局において当該事務を行う体制を整備するほか、新たな行政課題に対応するため、県の行政組織を改める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 中部地震復興本部事務局及び中部地震住宅支援本部を廃止するとともに、中部総合事務所に中部復興支援幹を置く。

イ 地域振興部に文化財課を置き、同課に歴史遺産室を置く。

ウ 生活環境部「山の日」大会推進課を廃止する。

エ 内部組織、所掌事務及び附属機関等について所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県予算規則の一部改正

主務部長から中部地震復興本部事務局長を削る。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成31年4月1日とする。

イ 関係する規則について、所要の改正を行う。

◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

県立中央病院の内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正
政治的行為が制限される職から病院局の新病院建設推進室の室長を削る。
- (2) 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正
任免に知事の同意を要する主要な職員から新病院建設推進室の室長を削る。
- (3) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

◇鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

定期に又は継続的に実施する県統計調査の追加及び鉱工業生産動態調査の調査方法の変更に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 定期に又は継続的に実施する県統計調査に、消費生活に関する意識調査を加える。
- (2) 鉱工業生産動態調査について、鳥取県鉱工業生産動態調査員による調査以外の方法を可能とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 児童指導員となるべき者の資格について、幼稚園の教諭の免許状を有する者を加える。
- (2) 母子生活支援施設に配置すべき母子支援員、児童厚生施設に配置すべき児童の遊びを指導する者及び児童養護施設に配置すべき児童指導員となることができる者の要件である知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者であることについて、当該者に専門職大学の前期課程を修了した者を含むこととする。
- (3) 児童自立支援施設に配置すべき児童自立支援専門員となることができる者の要件である養成所又は知事の指定する自立支援専門員を養成する施設を卒業した者であることについて、当該者に専門職大学の前期課程を修了した者を含むこととする。
- (4) 乳児院等に配置すべき心理療法担当職員及び児童養護施設に配置すべき児童指導員等となることができる者の要件である大学において所定の学科等を修めて卒業した者であることについて、当該大学に短期大学を含まないことを明記する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者（以下「産業廃棄物処理業者等」という。）が行う産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物等」という。）の処理に関する実績報告に係る事務の負担を軽減する等のため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 産業廃棄物処理業者等が行う産業廃棄物等の処理に関する実績報告に関して、収集運搬業者（積替え保管施設を有する者を除く。）については、実績報告書の提出を要しないこととする。
- (2) 収集運搬業者（積替え保管施設を有する者に限る。）及び処分業者（中間処理に限る。）について、実績報告書の様式を改める。
- (3) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

行政組織の見直しに伴い、及び会計事務の効率化を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 県の内部組織の見直し等に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) 出納機関とみなす所属から生活環境部衛生環境研究所及び危機管理局・生活環境部原子力環境センターを削るとともに、両所属の出納員に委任させる事務を定める。
- (3) 自動口座振替の方法により支払う経費に、日本放送協会の放送の受信についての契約に基づき支払をする経費を加える。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（自動車取得税の減免に係る用途の制限）</p> <p>第46条の 7 条例第134条の 7 第 1 号イ又はウに規定する自動車は、専ら当該身体障害者等の通院、通所、通学、<u>生業その他日常生活における移動のために</u>運転する自動車で、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものに限るものとする。</p>	<p>（自動車取得税の減免に係る用途の制限）</p> <p>第46条の 7 条例第134条の 7 第 1 号イ又はウに規定する自動車は、専ら当該身体障害者等の通院、通所、<u>通学又は生業のために</u>運転する自動車で、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものに限るものとする。</p>
<p>（自動車取得税の減免に係る台数の制限）</p> <p>第46条の 8 条例第137条の 2 第 1 項第 1 号の規定による自動車税の減免を受けている場合又は身体障害者等のための軽自動車等（法第442条の 2 第 1 項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除若しくは減免を受けている場合には、<u>当該自動車税の減免又は軽自動車税の課税免除若しくは減免を受けている期間に限り、条例第134条の 7 第 1 号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。ただし、当該減免に係る自動車又は課税免除若しくは減免に係る軽自動車等について次の各号に掲げる事項を行う日のうちいずれか早い日の 1 月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車については、この限りでない。</u></p> <p>（1）<u>移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第13条第 1 項の移転登録をいう。以下同じ。）</u></p> <p>（2）<u>抹消登録（道路運送車両法第15条から第16条までの規定による永久抹消登録、輸出抹消登録及び一時抹消登録をいう。以下同じ。）</u></p> <p>（3）<u>自動車検査証の返納（道路運送車両法第69条第 1 項に規定する自動車検査証の返納をいう。以下同じ。）</u></p> <p>（4）<u>前号に準ずるものとして東部県税事務所長が</u></p>	<p>（自動車取得税の減免に係る台数の制限）</p> <p>第46条の 8 条例第137条の 2 第 1 項第 1 号の規定による自動車税の減免を受けている場合又は身体障害者等のための軽自動車等（法第442条の 2 第 1 項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除若しくは減免を受けている場合には、<u>当該減免に係る自動車又は課税免除若しくは減免に係る軽自動車等を所有している期間に限り、条例第134条の 7 第 1 号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。</u></p>

認める事項

(自動車取得税の減免の手続)

第46条の11 略

2 前項本文の規定にかかわらず、第46条の8ただし書に規定する自動車に係る減免申請書等のうち、次項の表第1号右欄エ又はオ及び第2号右欄カ又はキに掲げる書類は、当該自動車に係る納税義務が発生した日から1月を経過する日までに提出しなければならない。

3 第1項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第134条の7第1号アに係るもの	第62号様式の8	ア～ウ 略 エ 既に自動車税の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類 オ 既に軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類
(2) 条例第134条の7第1号イ及びウに係るもの	第62号様式の8	ア 略 イ 身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの(以下「生計同一者運転分」という。)にあつては、福祉事務所の長(福祉事

(自動車取得税の減免の手続)

第46条の11 略

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第134条の7第1号アに係るもの	第62号様式の8	ア～ウ 略 エ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第13条第1項の移転登録をいう。以下同じ。)又は抹消登録(同法第15条から第16条までの規定による永久抹消登録、輸出抹消登録及び一時抹消登録をいう。以下同じ。)を証する書類
(2) 条例第134条の7第1号イ及びウに係るもの	第62号様式の8	ア 略 イ 身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの(以下「生計同一者運転分」という。)にあつては、福祉事務所の長(福祉事

	<p>務所を設置しない町村 にあつては当該町村の 長。以下「福祉事務所 等の長」という。）が 発行する生計同一証明 書（第62号様式の9） <u>その他の生計を一にす ることが確認できる書 類</u></p> <p>ウ 身体障害者等を常時 介護する者が運転する もの（以下「常時介護 者運転分」という。） にあつては、福祉事務 所等の長が発行する常 時介護証明書（第62号 様式の9）</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 既に自動車税の減免 を受けている場合は、 当該減免に係る車両の 移転登録又は抹消登録</p>		<p>務所を設置しない町村 にあつては当該町村の 長。以下「福祉事務所 等の長」という。）が 発行する生計同一証明 書（第62号様式の9）</p> <p>ウ 身体障害者等を常時 介護する者が運転する ものにあつては、福祉 事務所等の長が発行す る常時介護証明書（第 62号様式の9）</p> <p>エ <u>通学を目的とする場 合にあつては学校の長 が発行する自家用車通 学証明書、通院を目的 とする場合にあつては 医師が発行する通院証 明書、通所を目的とす る場合にあつては施設 等の長が発行する通所 証明書、生業を目的と する場合にあつては源 泉徴収票又は市町村長 が発行する所得証明書 その他の生業の事実を 証明する書類（使用目 的が通学、通院又は通 所の場合にあつては、 その回数証明のある ものに限る。以下これ らを「自動車の用途を 証する書類」とい う。）</u></p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 既に自動車税又は軽 自動車税の課税免除又 は減免を受けている場 合は当該課税免除又は</p>
--	--	--	--

	を証する書類
	キ <u>既に軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類</u>
略	

	減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類
略	

(構造の変更に要した金額)

第46条の13 条例第134条の8第2号の構造の変更に要した金額は、当該自動車の取得価格のうち、車いすの固定装置若しくは運転装置の装着その他身体障害者等の利用に供するため又は専ら身体障害者等の運転のための特別の仕様又は構造の変更に要した金額とする。

(自動車税の課税免除に係る構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車の範囲)

第50条の8 条例第137条第4号に規定する自動車は、身体障害、知的障害又は精神障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「身体障害者等」という。）の利用に専ら供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車とする。

(自動車税の課税免除の手続)

第50条の10 条例第137条第4号から第11号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	課税免除申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通	条例第141条に規定す	課税免除を受

(構造の変更に要した金額)

第46条の13 条例第134条の8第3号の構造の変更に要した金額は、当該自動車の取得価格のうち、車いすの固定装置若しくは運転装置の装着その他身体障害者等の利用に供するため又は専ら身体障害者等の運転のための特別の仕様又は構造の変更に要した金額とする。

(自動車税の課税免除に係る構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車の範囲)

第50条の8 条例第137条第4号に規定する自動車は、身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「身体障害者等」という。）の利用に専ら供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車とする。

(自動車税の課税免除の手続)

第50条の10 条例第137条第4号から第11号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	課税免除申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通	条例第141条第1項に	課税免除を受

徴収に係るもの	る納期限前 7 日	けようとする 自動車の主たる定置場を所管する所長
略		

徴収に係るもの	規定する納期限前 7 日	けようとする 自動車の主たる定置場を所管する所長
略		

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条第4号に係るもの	第62号様式の10	ア 特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類（前年度から引き続き同一車両について課税免除を受けようとする場合（以下この表において「 <u>継続免除の場合</u> 」という。）を除く。） イ 略 ウ 特別の仕様による製造又は構造変更の事実を証する写真（ <u>継続免除の場合を除く。</u> ）
(2) 条例第137条第5号から第9号までに係るもの	第62号様式の3	ア・イ 略 ウ その他所有又は使用の事実を証する写真又は書類（ <u>継続免除の場合を除く。</u> ）
略		

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条第4号に係るもの	第62号様式の10	ア 特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類（前年度から引き続き同一車両について課税免除を受けようとする場合を除く。） イ 略 ウ 特別の仕様による製造又は構造変更の事実を証する写真
(2) 条例第137条第5号から第9号までに係るもの	第62号様式の3	ア・イ 略 ウ その他所有又は使用の事実を証する写真又は書類
略		

（自動車税の減免の対象となった自動車に代わる自動車の範囲）

第50条の13の2 条例第137条の2第1項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車は、同項第1号の規定に該当することにより自動車税の減免を受けている者がその減免の対象となった自動車の移転登録又は抹消登録を行う日の1月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車を含むものとする。

（自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲）

第50条の13の3 略

（自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲）

第50条の13の2 略

第50条の13の2 略

（自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲）

第50条の13の2 略

(自動車税の減免に係る用途の制限)

第50条の13の4 条例第137条の2第1項第1号イ又はウに規定する自動車に係る同項の規定による減免は、当該自動車が専ら当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のために運転するものであり、かつ、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものである場合に限り、行うものとする。

(自動車税の減免に係る台数の制限)

第50条の13の5 身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除又は減免を受けている場合には、当該課税免除又は減免を受けている期間に限り、条例第137条の2第1項第1号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。ただし、当該軽自動車等の自動車検査証の返納その他これに準ずるものとして東部県税事務所長が認める事項を行う日の1月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車については、この限りでない。

(自動車税の減免の手続)

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通徴収に係るもの	条例第141条に規定する納期限前7日(条例第137条の2第1項第2号に係るものにあつては、当該納期限)	減免を受けようとする自動車の主たる定置場を所管する所長
略		

2 前項の表第2号中欄の規定にかかわらず、第50条の13の2又は第50条の13の5ただし書に規定する自動車に係る減免申請書等のうち、次項の表第2号右欄エ又はオ及び第4号右欄カ又はキに掲げる書類

(自動車税の減免に係る用途の制限)

第50条の13の3 条例第137条の2第1項第1号イ又はウに規定する自動車に係る同項の規定による減免は、当該自動車が専ら当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のために運転するものであり、かつ、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものである場合に限り、行うものとする。

(自動車税の減免に係る台数の制限)

第50条の13の4 身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除又は減免を受けている場合には、当該軽自動車等を所有している期間に限り、条例第137条の2第1項第1号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。

(自動車税の減免の手続)

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通徴収に係るもの	条例第141条第1項に規定する納期限前7日(条例第137条の2第1項第2号に係るものにあつては、当該納期限)	減免を受けようとする自動車の主たる定置場を所管する所長
略		

は、当該自動車に係る納税義務が発生した日から1月を経過する日までに提出しなければならない。

3 第1項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
略		
(2) 条例第137条の2第1項第1号アに係るもの((1)に掲げるものを除く。)	第62号様式の8	ア～ウ 略 エ 既に自動車税の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類 オ 既に軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、 <u>自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類</u>
(3) 条例第137条の2第1項第1号イ及びウに係るもの(継続減免の場合に限る。)	第64号様式の5その2	ア 生計同一者運転分にあつては、 <u>福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書(第62号様式の9)その他の生計を一にすることが確認できる書類(前年度の減免の申請に係る運転者に異動がある場合又は前年度の減免の申請に係る身体障害者等、所有者若しくは運転者の氏名若しくは住所に異動がある場合に限る。)</u> イ <u>常時介護者運転分</u> にあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書(第62号様式の9)

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
略		
(2) 条例第137条の2第1項第1号アに係るもの((1)に掲げるものを除く。)	第62号様式の8	ア～ウ 略 エ 既に自動車税又は <u>軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類</u>
(3) 条例第137条の2第1項第1号イ及びウに係るもの(継続減免の場合に限る。)	第64号様式の5その2	ア 生計同一者運転分にあつては、生計同一証明書(第62号様式の9)(前年度の減免の申請に係る運転者に異動がある場合又は前年度の減免の申請に係る身体障害者等、所有者若しくは運転者の氏名若しくは住所に異動がある場合に限る。) イ <u>身体障害者等を常時介護する者が運転するもの</u> にあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書(第62号様式の9) ウ <u>自動車の用途を証する書類</u>

	第62号様式 の8	ウ 略
		ア・イ 略
(4) 条例 第137条の 2 第1項 第1号イ 及びウに 係るもの (3)に 掲げるも のを除 く。)		ウ <u>生計同一者運転分に あつては、福祉事務所 等の長が発行する生計 同一証明書その他の生 計を一にすることが確 認できる書類</u>
		エ <u>常時介護者運転分に あつては、福祉事務所 等の長が発行する常時 介護証明書(第62号様 式の9)</u>
		オ 略
		カ <u>既に自動車税の減免 を受けている場合は、 当該減免に係る車両の 移転登録又は抹消登録 を証する書類</u>
		キ <u>既に軽自動車税の課 税免除又は減免を受け ている場合は、自動車 検査証の返納を証する 書類その他の軽自動車 等を使用しなくなった ことが確認できる書類</u>
		略

(自動車税の減免の承認)

第50条の17 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) <u>前条第3項の表第1号 及び第3号に係るもの</u>	略
(2) <u>前条第3項の表第2号 及び第4号に係るもの</u>	
(3) <u>前条第3項の表第5号 に係るもの</u>	

	第62号様式 の8	エ 略
		ア・イ 略
(4) 条例 第137条の 2 第1項 第1号イ 及びウに 係るもの (3)に 掲げるも のを除 く。)		ウ <u>福祉事務所等の長が 発行する生計同一証明 書又は常時介護証明書 (第62号様式の9)</u>
		エ <u>自動車の用途を証す る書類</u>
		オ 略
		カ <u>既に自動車税又は軽 自動車税の課税免除又 は減免を受けている場 合は、当該課税免除又 は減免に係る車両の移 転登録又は抹消登録を 証する書類</u>
		キ <u>既に軽自動車税の課 税免除又は減免を受け ている場合は、自動車 検査証の返納を証する 書類その他の軽自動車 等を使用しなくなった ことが確認できる書類</u>
		略

(自動車税の減免の承認)

第50条の17 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) <u>前条第2項の表第1号 及び第3号に係るもの</u>	略
(2) <u>前条第2項の表第2号 及び第4号に係るもの</u>	
(3) <u>前条第2項の表第5号 に係るもの</u>	

<p>(4) <u>前条第3項の表第6号</u> に係るもの</p> <p>(自動車税の減免の額) 第50条の18 略</p> <p>2 条例第137条の3第1号に規定する規則で定める計算方法は、賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、月割をもって計算する方法とする。</p> <p>(自動車税の減免の取消し) 第50条の19 所長は、第50条の17の規定により減免の承認をした自動車のうち、<u>納税義務者からの申立てがあったもの</u>、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に条例第137条の2第1項第1号に係るものにあつては第62号様式の7、同項第2号に係るものにあつては第64号様式の17、同項第3号に係るものにあつては第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(4) <u>前条第2項の表第6号</u> に係るもの</p> <p>(自動車税の減免の額) 第50条の18 略</p> <p>2 条例第137条の3第1号及び第2号イに規定する規則で定める計算方法は、賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、月割をもって計算する方法とする。</p> <p>(自動車税の減免の取消し) 第50条の19 所長は、第50条の17の規定により減免の承認をした自動車のうち、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に条例第137条の2第1項第1号に係るものにあつては第62号様式の7、同項第2号に係るものにあつては第64号様式の17、同項第3号に係るものにあつては第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。</p> <p>2 略</p>
--	---

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第62号様式の8、第62号様式の9及び第64号様式の5その2を次のように改める。

第62号様式の8（第46条の11、第50条の16関係）

自動車取得税・自動車税減免申請書（身体障害者等）		
年 月 日	申 請 者 (納税義務者)	住 所
職 氏 名 様		氏 名 ㊟
		電 話 番 号
鳥取県税条例	第134条の7第1号 ア、イ又はウ 第137条の2第1項第1号 ア、イ又はウ	に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第46条 第50条
の11第1項 の16第1項	の規定により、自動車取得税又は自動車税の減免について、下記のとおり申請します。	
記		
1 申請種別		

1 本人運転 2 生計同一者運転 3 常時介護者運転				
2 身体障害者等の氏名等				
氏 名		電 話 番 号		
住 所		生 年 月 日	年 月 日	
3 手帳の種類・記載事項				
障害の程度	障 害 名	個別等級	その他（総合等級等）	
身体障害者手帳	(障害)	級	級	
傷 病 手 帳		項・款	/	
療 育 手 帳				
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳		級		
手 帳 番 号		交 付 年 月 日		
都道 市 第 号 府県		年 月 日 (有効年月日： 年 月 日)		
4 新たに減免を受けようとする自動車 ※自動車の使用状況について調査させていただきます。				
新規・買替えの別		1 新規	2 買替え	
登 録 番 号	鳥・鳥取	登 録 年 月 日	年 月 日	
運 転 者 (本人運転以外)	氏 名			
	住 所			
	障 害 者 との続柄	電 話 番 号		
	使用目的 (複数回答可)	ア. 通院 イ. 通所 ウ. 通学 エ. 生業 オ. その他日常生活における移動 ()		
	主な通院・ 通学先等	連絡先		
既に減免を受けた 自動車の処分等	登 録 番 号	鳥・鳥取		
	処分方法等	年 月 日抹消/移転・変更/減免取消(予定)		
5 減免を受けようとする自動車取得税又は自動車税の税額等				
自 動 車 税	年 税 額	税 額		
	円	円		
自 動 車 取 得 税	課税標準額	税 額		
	円	円		

第62号様式の9（第46条の11、第50条の16関係）

自動車税等に係る	生計同一 常時介護	証明書交付願
		年 月 日
福祉事務所等の長 様		
(申請者) 住 所		
氏 名		
Ⓧ		

下記2の運転者が下記1の身体障害者等と生計を一にする者であること（及び下記3の所有者（使用者）が下記1の身体障害者等と生計を一にする者であること）を証明してください。

記

1 身体障害者等	氏 名			
	住 所		電 話 番 号	
2 運転者	氏 名		身 体 障 害 者 等との関係	
	住 所		電 話 番 号	
3 所有者（使用者）	氏 名		身 体 障 害 者 等との関係	
	住 所		電 話 番 号	
4 添付書類 ※②～④は常時介護者が運転する 場合のみ添付	①身体障害者手帳等の写し ②自動車等運行計画書 ③誓約書 ④有償介護の場合の契約書 ⑤その他（ ）			

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

福祉事務所等の長 氏 名 印

第64号様式の5その2（第50条の16関係）

自動車税減免申請書（継続用）

年 月 日

申請者（納税義務者）

（住所） 市 町
郡 村

（氏名） 印

電話番号

職 氏 名 様

私が所有し、使用している次の自動車について鳥取県税条例第137条の2第1項第1号イ又はウの規定に該当しますので、自動車税の減免を申請します。

年 度	登 録 番 号
年度	

※照会事項	
障 害 者	氏 名
	住 所
	生 年 月 日
運 転 者	氏 名
	住 所
使 用 目 的 (複 数 回 答 可)	1 通院 2 通所 3 通学 4 生業 5 その他日常生活における移動 ()
主 な 通 院 ・ 通 学 先 等	(連絡先)
昨年度の内容と変更のある方は該当する事項を○で囲み、その内容を記入してください。	1 障害名が変更になった () → () 2 手帳の等級が変更になった (変更前 級 → 変更後 級) 3 運転者が変更になった () → () 4 使用目的又は主な通院・通学先等が変更になった 5 住所が変更になった

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、第2条の規定による改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第 2 条関係）</p> <p>統轄監、<u>第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務総長</u>、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、大山開山1300年祭鳥取県本部長、<u>第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務局長</u>、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化振興監、スポーツ振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監、大山開山1300年祭鳥取県副本部長、大山開山1300年祭鳥取県本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、<u>中部復興支援幹</u>、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法</p>	<p>別表（第 2 条関係）</p> <p>統轄監、<u>中部復興監</u>、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、大山開山1300年祭鳥取県本部長、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化振興監、スポーツ振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監、大山開山1300年祭鳥取県副本部長、大山開山1300年祭鳥取県本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、<u>企画調整幹</u>、星空環境推進幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、<u>民工芸振興官</u>、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指</p>

士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、支援幹、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織規則及び鳥取県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県行政組織規則及び鳥取県予算規則の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 章・第 2 章 略	第 1 章・第 2 章 略
第 3 章 地方機関	第 3 章 地方機関
第 1 節～第 4 節 略	第 1 節～第 4 節 略
第 5 節 地域振興部の所管に属する機関	第 5 節 地域振興部の所管に属する機関
第 1 款～第 4 款 略	第 1 款～第 4 款 略
<u>第 5 款 埋蔵文化財センター（第46条の 2 - 第46条の 4）</u>	
<u>第 6 款 むきばんだ史跡公園（第46条の 5 ・ 第46条の 6）</u>	
第 7 款 略	第 5 款 略
第 8 款 略	第 6 款 略
第 9 款 略	第 7 款 略
第 6 節 略	第 6 節 略
第 7 節 福祉保健部の所管に属する機関	第 7 節 福祉保健部の所管に属する機関
第 1 款～第 4 款 略	第 1 款～第 4 款 略
第 5 款 略	<u>第 5 款 障害者支援施設（第57条・第58条）</u>
第 6 款 略	第 6 款 略
第 7 款 略	<u>第 7 款 養護老人ホーム（第61条・第62条）</u>
第 8 款 略	第 8 款 略
第 9 款 略	第 9 款 略
第 10 款 略	第 10 款 略
第 11 款 略	第 11 款 略
第 12 款 略	第 12 款 略
第 13 款 略	第 13 款 略
第 14 款 略	第 14 款 略
第 15 款 略	第 15 款 略
第 16 款 略	第 16 款 略
第 17 款 略	第 17 款 略
第 8 節～第 14 節 略	第 8 節～第 14 節 略
第 4 章・第 5 章 略	第 4 章・第 5 章 略
附則	附則

(機関の分類)

第2条 略

2 略

3 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

(1)～(4) 略

(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和31年法律第162号) 第30条の規定に基づき
設置される教育機関であって、条例の定めるところにより知事が管理し、及び執行する事務に係る
もの

4 略

(部局及び部内局の名称等)

第5条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局は、次のとおりである。

- 元気づくり総本部
- 危機管理局
- 総務部
- 地域振興部
- 観光交流局
- 福祉保健部
- 生活環境部
- 商工労働部
- 農林水産部
- 県土整備部

2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

元気づくり総本部	元気づくり推進局 東部 振興監 子育て王国推進局
略	
生活環境部	くらしの安心局
略	

(課及び課内室等の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局	部内局	課	課内室等

(機関の分類)

第2条 略

2 略

3 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

(1)～(4) 略

4 略

(部局及び部内局の名称等)

第5条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局は、次のとおりである。

- 中部地震復興本部事務局
- 元気づくり総本部
- 危機管理局
- 総務部
- 地域振興部
- 観光交流局
- 福祉保健部
- 生活環境部
- 商工労働部
- 農林水産部
- 県土整備部

2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

中部地震復興本部事務局	
元気づくり総本部	元気づくり推進局 東部 振興監 子育て王国推進局
略	
生活環境部	くらしの安心局
中部地震復興本部事務局 及び生活環境部	中部地震住宅支援本部
略	

(課及び課内室等の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局	部内局	課	課内室等
中部			

元気 づく り総 本部	とっとり元気戦略 課	共生社会プロジェ クト推進室
略	略	
略	略	
地域 振興 部	略	
	文化政策課	
	文化財課	歴史遺産室
	略	
略	略	
生活 環境 部	略	
	緑豊かな自然課	みどりの愛護のつ どい推進室
くらし の安心 局	略	
	水環境保全課	
略	略	

(元気づくり総本部各課の所掌事務)

地震 復興 本部 事務局		
元気 づく り総 本部	とっとり元気戦略 課	共生社会プロジェ クト推進室
略	略	
略	略	
地域 振興 部	略	
	文化政策課	
	略	
略	略	
生活 環境 部	略	
	緑豊かな自然課	みどりの愛護のつ どい推進室
	「山の日」大会推 進課	
くらし の安心 局	略	
	水環境保全課	
中部 地震 復興 本部 事務局 ・ 生活 環境 部	中部地 震住宅 支援本 部	
略	略	

(中部地震復興本部事務局の所掌事務)

第6条の2 中部地震復興本部事務局の所掌事務は、
次のとおりとする。

- (1) 鳥取県中部地震からの復興に係る施策の総合調整に関すること。
- (2) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関すること。
- (3) 地域の危機対応力の向上に関すること(危機管理局消防防災課と共管)。

(元気づくり総本部各課の所掌事務)

第6条の2 略

(危機管理局各課の所掌事務)

第6条の3 危機管理局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

危機管理政策課～原子力安全対策課 略
消防防災課

- (1) 地域の危機対応力の向上に関すること。
- (2)～(6) 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～政策法務課 略
税務課

- (1) 県税並びに法令の規定により県が賦課徴収する国税及び市町村税（以下「県税等」という。）に関すること。

- (2)～(7) 略

営繕課 略

行政監察・法人指導課

- (1) 県の業務の実施状況の監察に関すること。

- (2) 県の適正な業務の執行等の確保に関すること（運用状況等の評価に関することに限る。）。

- (3) 略

- (4) 略

- (5) 略

- (6) 略

情報政策課～名古屋代表部 略

行財政改革局人事企画課

- (1)～(2) 略

- (3) 県の適正な業務の執行等の確保に関すること（行政監察・法人指導課の所掌に属するものを除く。）。

- (4) 略

- (5) 略

- (6) 略

- (7) 略

- (8) 略

- (9) 略

- (10) 略

- (11) 略

第6条の3 略

(危機管理局各課の所掌事務)

第6条の4 危機管理局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

危機管理政策課～原子力安全対策課 略
消防防災課

- (1) 地域の危機対応力の向上に関すること（中部地震復興本部事務局と共管）。

- (2)～(6) 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～政策法務課 略
税務課

- (1) 県税及び地方法人特別税（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）の規定により国が課する地方法人特別税をいう。以下同じ。）に関すること。

- (2)～(7) 略

営繕課 略

行政監察・法人指導課

- (1) 県の内部統制（業務の実施状況の監察を含む。）に関すること。

- (2) 略

- (3) 略

- (4) 略

- (5) 略

情報政策課～名古屋代表部 略

行財政改革局人事企画課

- (1)～(2) 略

- (3) 略

- (4) 略

- (5) 略

- (6) 略

- (7) 略

- (8) 略

- (9) 略

- (10) 略

<p>行財政改革局職員支援課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>行財政改革局資産活用推進課 略</p> <p>行財政改革局職員人材開発センター</p> <p>県、市町村、地方公共団体の組合、<u>特定地方独立行政法人</u>（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）<u>その他行政と密接に関わる事務を行う団体の職員の資質の向上並びに事務能率の増進を図るための研修の企画及び実践に関すること。</u></p> <p>人権局人権・同和対策課～総合事務センター物品契約課 略</p> <p>（地域振興部各課の所掌事務）</p> <p>第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>地域振興課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>部の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>交通政策課～文化政策課 略</p> <p><u>文化財課</u></p> <p>(1) <u>文化財の保護に関すること。</u></p> <p>(2) <u>鳥取県埋蔵文化財センターに関すること。</u></p> <p>(3) <u>鳥取県立むきばんだ史跡公園に関すること。</u></p> <p>スポーツ課 略</p> <p>（観光交流局各課の所掌事務）</p> <p>第8条の2 観光交流局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>観光戦略課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>局の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(8) 略</p>	<p>行財政改革局職員支援課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>庶務及び会計事務の改革及び集中化の推進に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>行財政改革局資産活用推進課 略</p> <p>行財政改革局職員人材開発センター</p> <p>県、市町村、地方公共団体の組合<u>及び特定地方独立行政法人</u>（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の職員の資質の向上並びに事務能率の増進を図るための研修の企画及び実践に関すること。</p> <p>人権局人権・同和対策課～総合事務センター物品契約課 略</p> <p>（地域振興部各課の所掌事務）</p> <p>第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>地域振興課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>地域振興部及び観光交流局の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>交通政策課～文化政策課 略</p> <p>スポーツ課 略</p> <p>（観光交流局各課の所掌事務）</p> <p>第8条の2 観光交流局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>観光戦略課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p>
---	---

<p>交流推進課 (1)・(2) 略 (3) <u>多文化共生の推進に関すること。</u> (4) 略 まんが王国官房 略</p>	<p>交流推進課 (1)・(2) 略 (3) <u>外国青年の招致に関すること。</u> (4) 略 まんが王国官房 略</p>
<p>(福祉保健部各課の所掌事務) 第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 ささえあい福祉局福祉保健課・ささえあい福祉局福祉監査指導課 略 ささえあい福祉局障がい福祉課 (1)～(5) 略 (6) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び障害者体育センターに関すること。 ささえあい福祉局長寿社会課 (1)～(4) 略 子育て王国推進局子育て応援課 (1)～(4) 略 (5) <u>児童手当</u>に関すること。 (6)～(9) 略 子育て王国推進局青少年・家庭課～健康医療局健康政策課 略 健康医療局医療政策課 (1) 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関すること（<u>健康医療局医療・保険課</u>の所掌に属するものを除く。）。 (2)～(5) 略 健康医療局医療・保険課 略</p>	<p>(福祉保健部各課の所掌事務) 第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 ささえあい福祉局福祉保健課・ささえあい福祉局福祉監査指導課 略 ささえあい福祉局障がい福祉課 (1)～(5) 略 (6) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、<u>障害者支援施設</u>及び障害者体育センターに関すること。 ささえあい福祉局長寿社会課 (1)～(4) 略 (5) <u>養護老人ホーム</u>に関すること。 子育て王国推進局子育て応援課 (1)～(4) 略 (5) <u>児童手当等</u>に関すること。 (6)～(9) 略 子育て王国推進局青少年・家庭課～健康医療局健康政策課 略 健康医療局医療政策課 (1) 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関すること（<u>健康医療局医療指導課</u>の所掌に属するものを除く。）。 (2)～(5) 略 健康医療局医療・保険課 略</p>
<p>(生活環境部各課の所掌事務) 第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 環境立県推進課～緑豊かな自然課 略 くらしの安心局くらしの安心推進課～くらしの安心局水環境保全課 略</p>	<p>(生活環境部各課の所掌事務) 第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 環境立県推進課～緑豊かな自然課 略 <u>「山の日」大会推進課</u> <u>第3回「山の日」記念全国大会に関すること。</u> くらしの安心局くらしの安心推進課～くらしの安心局水環境保全課 略</p>
	<p>(中部地震住宅支援本部の所掌事務) 第10条の2 <u>中部地震住宅支援本部は、鳥取県中部地震における住宅被災者に対して市町が実施する施策</u></p>

<p>(原子力環境センターの所掌事務) 第10条の2 略</p> <p>(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の所掌事務) 第10条の3 略</p> <p>(商工労働部各課の所掌事務) 第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 商工政策課～通商物流課 略 雇用人材局雇用政策課 (1) 雇用情勢の改善及び人材(外国人材を含む。)の確保に関すること(県立ハローワークの所掌に属するものを除く。) (2)・(3) 略 雇用人材局とっとり働き方改革支援センター～雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 略</p>	<p>の支援に関する事務を所掌する。 (原子力環境センターの所掌事務) 第10条の3 略</p> <p>(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の所掌事務) 第10条の4 略</p> <p>(商工労働部各課の所掌事務) 第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 商工政策課～通商物流課 略 雇用人材局雇用政策課 (1) 雇用情勢の改善及び人材の確保に関すること。 (2)・(3) 略 雇用人材局とっとり働き方改革支援センター～雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 略</p>
<p>(職制及び職務) 第16条 略</p> <p>2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、元気づくり総本部長を指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行う。</p> <p>3 <u>第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務総長は、知事を補佐し、第30回全国「みどりの愛護」のつどいに係る県の施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>4 部局長は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、部局の所掌事務をつかさどる。</p> <p>5 部局長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たる。</p> <p>6～10 略</p> <p>11 部局の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部局に理事監、参事監又は参事を置くことができる。</p> <p>12・13 略</p> <p>14 文化振興監を地域振興部に置き、文化振興施策及</p>	<p>(職制及び職務) 第16条 略</p> <p>2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、元気づくり総本部長を指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行うものである。</p> <p>3 <u>中部復興監は、知事を補佐し、鳥取県中部地震からの復興に係る施策の総合調整を行うとともに、中部地震復興本部事務局長を指揮監督する。</u></p> <p>4 部局長は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、部局の所掌事務をつかさどるものである。</p> <p>5 部局長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものである。</p> <p>6～10 略</p> <p>11 部局の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部局に理事監、参事監、<u>企画調整幹、支援幹及び参事を置くことができる。</u></p> <p>12・13 略</p> <p>14 文化振興監を地域振興部に置き、文化振興施策の</p>

び文化財保護施策の総合調整に関する事務をつかさどる。

15 略

16 第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務局長を生活環境部に置き、第30回全国「みどりの愛護」のつどい鳥取県実施本部事務局の庶務に関する事務をつかさどる。

17 略

18 略

(内部組織)

第21条 略

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

地域振興局	略
	西部観光商工課
	略
略	

3 略

(地域振興局各課の所掌事務)

第22条 中部総合事務所地域振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興局中部振興課

(1) 略

(2) 鳥取県中部地震の被災者に係る生活の復興の支援に関すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

総合調整に関する事務をつかさどる。

15 略

16 略

17 略

18 民工芸振興官を商工労働部及び農林水産部に置き、民工芸振興施策の総合調整に関する事務をつかさどる。

(内部組織)

第21条 略

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

地域振興局	略
	西部観光商工課 大山振興室
	略
略	

3 略

(地域振興局各課の所掌事務)

第22条 中部総合事務所地域振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興局中部振興課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(16) 略

地域振興局総務室

- (1) 中部総合事務所及び鳥取県中部県税事務所の予算経理及び庶務に関すること（福祉保健局地域福祉支援課、生活環境局環境・循環推進課、農林局農業振興課、県土整備局建設総務課及び鳥取県中部県税事務所収税課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 略

地域振興局農商工連携チーム・地域振興局中山間地域振興チーム 略

(内部組織及び所掌事務)

第36条 略

- 2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。

収税課

- (1) 県税等に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税等に係る徴収金の督促及び収納に関すること。
- (3) 県税等に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。
- (4) 県税等に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
- (5) 県税等に係る延滞金の減免に関すること。
- (6) 県税等に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関すること。

(7)～(13) 略

課税課

- (1) 県税等（自動車税及び自動車取得税を除く。）に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。
- (2) 県税等（自動車税及び自動車取得税を除く。）に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関すること。
- (3) 県税等（自動車税及び自動車取得税を除く。）に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。

支所

- (1) 県税等に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税等に係る徴収金の督促及び収納に関すること。
- (3) 県税等に係る納税証明書の交付に関するこ

(15) 略

地域振興局総務室

- (1) 中部地震復興本部事務局、中部総合事務所及び鳥取県中部県税事務所の予算経理及び庶務に関すること（福祉保健局地域福祉支援課、生活環境局環境・循環推進課、農林局農業振興課、県土整備局建設総務課及び鳥取県中部県税事務所収税課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 略

地域振興局農商工連携チーム・地域振興局中山間地域振興チーム 略

(内部組織及び所掌事務)

第36条 略

- 2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。

収税課

- (1) 県税及び地方法人特別税に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。
- (3) 県税及び地方法人特別税に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。
- (4) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
- (5) 県税及び地方法人特別税に係る延滞金の減免に関すること。
- (6) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関すること。

(7)～(13) 略

課税課

- (1) 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）及び地方法人特別税に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。
- (2) 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）及び地方法人特別税に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関すること。
- (3) 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）及び地方法人特別税に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。

支所

- (1) 県税及び地方法人特別税に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。
- (3) 県税及び地方法人特別税に係る納税証明書の

と。
(4) 県税等に係る申告書等の受理に関すること。

(所掌事務)
第46条 略

第5款 埋蔵文化財センター

(名称及び位置)

第46条の2 鳥取県埋蔵文化財センター設置条例(昭和57年鳥取県条例第14号)第1条の規定により設置された埋蔵文化財センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県埋蔵文化財センター	鳥取市

(所掌事務)

第46条の3 埋蔵文化財センターは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
- (2) 埋蔵文化財関係職員その他関係者の研修に関すること。
- (3) 埋蔵文化財の発掘調査及び保存に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 出土品の整理及び公開に関すること。
- (5) 埋蔵文化財発掘調査に係る記録の収集整理に関すること。
- (6) その他埋蔵文化財の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。

(内部組織)

第46条の4 埋蔵文化財センターに、発掘事業室を置く。

第6款 むきばんだ史跡公園

(名称及び位置)

第46条の5 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例(平成22年鳥取県条例第4号)第1条の規定により設置されたむきばんだ史跡公園(以下「史跡公園」という。)の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
----	----

交付に関すること。
(4) 県税及び地方法人特別税に係る申告書等の受理に関すること。

(所掌事務)
第46条 略

鳥取県立むきばんだ 史跡公園	米子市及び西伯郡大山町
-------------------	-------------

(所掌事務)

第46条の6 史跡公園は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。
- (2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。
- (3) 史跡公園関係職員その他関係者の研修に関すること。
- (4) 妻木晩田遺跡の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定による指定を受けた団体をいう。）として行う管理及び復旧に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。

第7款 略

第8款 略

第9款 略

第5款 略

第6款 略

第7款 略

第5款 障害者支援施設

(名称及び位置)

第57条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福祉施設設置条例」という。）第2条の規定により設置された障害者支援施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市
鳥取県立鹿野第二かちみ園	

(所掌事務)

第58条 障害者支援施設は、障害者につき、当該施設において必要な日常生活上の支援を行うとともに、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練又は支援並びに就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事務を所掌する。

第57条及び第58条 削除

第5款 略

第6款 略

第7款 養護老人ホーム

(名称及び位置)

第61条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立皆生尚寿苑	米子市

(所掌事務)

第62条 養護老人ホームは、65歳以上の者であつて、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させて養護する事務を所掌する。

第61条及び第62条 削除

第6款 略

第8款 略

第7款 略

第9款 略

第8款 略

第10款 略

第9款 略

第11款 略

第10款 略

第12款 略

第11款 略

第13款 略

第12款 略

第14款 略

第13款 略

第15款 略

第14款 略

第16款 略

第15款 略

第17款 略

(職制及び職務)

(職制及び職務)

第156条 略

第156条 略

2 所長は、それぞれの機関の所掌事務をつかさどる。

2 所長は、それぞれの機関の所掌事務をつかさどるものである。

3 総合事務所の所長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、その任に当たる。

4～7 略

8 総合事務所等の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、総合事務所等に参事監又は参事を置くことができる。

9 中部復興支援幹を中部総合事務所に置き、鳥取県中部地震からの復興の支援に係る施策の総合調整に関する事務をつかさどる。

10 略

11 略

12 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
略	文化政策課
鳥取県文化芸術事業評価委員会	
鳥取県文化財保護審議会	文化財課
とっとり弥生の王国調査整備活用委員会	
鳥取県銃砲刀剣類登録審査会	
略	
鳥取県青少年問題協議会	子育て王国推進局青少年・家庭課
略	

2 略

3 総合事務所の所長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、その任に当たるものである。

4～7 略

8 総合事務所等の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、総合事務所等に参事監及び参事を置くことができる。

9 略

10 略

11 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
略	文化政策課
鳥取県文化芸術事業評価委員会	
略	
鳥取県青少年問題協議会	子育て王国推進局青少年・家庭課
鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会	子育て王国推進局子ども発達支援課
略	

2 略

(鳥取県予算規則の一部改正)

第2条 鳥取県予算規則（昭和39年鳥取県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 主務部長 知事部局の部長（元気づくり総本</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 主務部長 知事部局の部長（<u>中部地震復興本</u></p>

<p>部長、危機管理局長、観光交流局長及び会計管理者を含む。) 、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p><u>部事務局長</u>、<u>元気づくり総本部長</u>、危機管理局長、観光交流局長及び会計管理者を含む。) 、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)
- 2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則 (平成12年鳥取県規則第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例 (平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。) 第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則 (昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。) 第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第9項の規定により置かれる次長、同条第11項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第12項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第13項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第14項の規定により置かれる文化振興監、同条第15項の規定により置かれるスポーツ振興監並びに<u>同条第18項</u>の規定により置かれる経済産業振興監</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例 (平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。) 第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則 (昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。) 第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第9項の規定により置かれる次長、同条第11項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第12項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第13項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第14項の規定により置かれる文化振興監、同条第15項の規定により置かれるスポーツ振興監並びに<u>同条第17項</u>の規定により置かれる経済産業振興監</p> <p>(2)～(5) 略</p>

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第28号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年鳥取県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局</p> <p>ア～サ 略</p> <p>シ 室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。)、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。)</p> <p>ス・セ 略</p>	<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局</p> <p>ア～サ 略</p> <p>シ 室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、<u>新病院建設推進室</u>、新生児集中治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。)、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。)</p> <p>ス・セ 略</p>

(鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則(平成7年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長(病院局総務課長に限る。)、参事、院長、副院長、部長、センター長、副センター長、副局長、室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、<u>新生児集中治療室</u>(厚生病院の</p>	<p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長(病院局総務課長に限る。)、参事、院長、副院長、部長、センター長、副センター長、副局長、室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、<u>新病院建設推進室</u>、新生児集中</p>

新生児集中治療室を除く。)、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。)、副室長(医療安全対策室及び職員支援室の副室長に限る。))及び看護師長の職を占める職員とする。	治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。)、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。)、副室長(医療安全対策室及び職員支援室の副室長に限る。))及び看護師長の職を占める職員とする。
---	--

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第29号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 略</p> <p>第 4 章 鉱工業生産動態調査（第12条—<u>第18条</u>）</p> <p>第 5 章 企業経営者見通し調査（<u>第19条—第25条</u>）</p> <p>第 6 章 調査票情報の利用及び提供（<u>第26条—第32条</u>）</p> <p>第 7 章 雑則（<u>第33条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（県統計調査の実施）</p> <p>第 3 条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物実態調査</td> <td>県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td>消費生活に関する意識調査</td> <td>県民の消費生活に関する意識等を把握し、消費者行政施策の検討に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p> <p>4 知事等は、第 1 項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。</p> <p>(1) 略</p>	名称	目的	略		産業廃棄物実態調査	県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ること。	消費生活に関する意識調査	県民の消費生活に関する意識等を把握し、消費者行政施策の検討に必要な基礎資料を得ること。	略		<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 略</p> <p>第 4 章 鉱工業生産動態調査（第12条—<u>第19条</u>）</p> <p>第 5 章 企業経営者見通し調査（<u>第20条—第26条</u>）</p> <p>第 6 章 調査票情報の利用及び提供（<u>第27条—第33条</u>）</p> <p>第 7 章 雑則（<u>第34条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（県統計調査の実施）</p> <p>第 3 条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物実態調査</td> <td>県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p> <p>4 知事等は、第 1 項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。</p> <p>(1) 略</p>	名称	目的	略		産業廃棄物実態調査	県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ること。	略	
名称	目的																		
略																			
産業廃棄物実態調査	県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ること。																		
消費生活に関する意識調査	県民の消費生活に関する意識等を把握し、消費者行政施策の検討に必要な基礎資料を得ること。																		
略																			
名称	目的																		
略																			
産業廃棄物実態調査	県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ること。																		
略																			

<p>(2) 鳥取県に関するイメージ調査、人権意識調査、製造業流通調査、男女共同参画意識調査、企業の女性管理職登用等実態調査、外国人住民統計調査、観光地点別入込客延べ人数調査、国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査、産業廃棄物実態調査、消費生活に関する意識調査、職場環境等実態調査、県出身学生のUターン就職等の状況調査及び県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査 前項第2号に掲げる方法</p>	<p>(2) 鳥取県に関するイメージ調査、人権意識調査、製造業流通調査、男女共同参画意識調査、企業の女性管理職登用等実態調査、外国人住民統計調査、観光地点別入込客延べ人数調査、国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査、産業廃棄物実態調査、職場環境等実態調査、県出身学生のUターン就職等の状況調査及び県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査 前項第2号に掲げる方法</p>
<p>(3)～(6) 略</p>	<p>(3)～(6) 略</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
	<p>(調査員)</p>
	<p><u>第15条</u> 知事は、<u>鉱工業生産動態調査の事務に従事させるため、条例第5条の規定に基づき、鳥取県鉱工業生産動態調査員（以下この章において「調査員」という。）を置く。</u></p>
	<p><u>2</u> 知事は、<u>調査員に対し、第4条に規定する様式第1号による職務に関する身分を示す証明書を交付するものとする。</u></p>
	<p><u>3</u> <u>調査員は、その事務を行うときは、前項の職務に関する身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。</u></p>
<p>(調査の方法)</p>	<p>(調査の方法)</p>
<p><u>第15条</u> 鉱工業生産動態調査は、<u>調査票を調査事業所に郵便等により送付し、又は送信し、これを回収し、又は受信するとともに、質問する方法で行う。</u></p>	<p><u>第16条</u> 鉱工業生産動態調査は、<u>調査員が調査票を調査事業所に配布し、及び収集するとともに、質問する方法で行う。ただし、調査の効率化等に資すると認められるときは、調査票を調査事業所に郵便等により送付し、又は送信し、これを回収し、又は受信する方法で行う。</u></p>
<p>(申告の義務)</p>	<p>(申告の義務)</p>
<p><u>第16条</u> 調査事業所の事業主は、<u>前条の調査票に記入し、知事に提出するとともに、同条の質問に答えなければならない。</u></p>	<p><u>第17条</u> 調査事業所の事業主は、<u>前条の調査票に記入し、調査員又は知事に提出するとともに、同条の質問に答えなければならない。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(結果の公表)</p>	<p>(結果の公表)</p>
<p><u>第17条</u> 知事は、<u>第15条の調査票を集計して、鳥取県鉱工業指数を作成し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。</u></p>	<p><u>第18条</u> 知事は、<u>第16条の調査票を集計して、鳥取県鉱工業指数を作成し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。</u></p>
<p>(委任) <u>第18条</u> 略</p>	<p>(委任) <u>第19条</u> 略</p>

(調査の期日) 第19条 略	(調査の期日) 第20条 略
(調査の対象) 第20条 略	(調査の対象) 第21条 略
(調査事項) 第21条 略	(調査事項) 第22条 略
(調査の方法) 第22条 略	(調査の方法) 第23条 略
(申告の義務) 第23条 略	(申告の義務) 第24条 略
(結果の公表) 第24条 知事は、第22条の調査票を集計して、調査の期日の翌月に公表するものとする。	(結果の公表) 第25条 知事は、第23条の調査票を集計して、調査の期日の翌月に公表するものとする。
(委任) 第25条 第3条第1項、第5条及び第19条から前条までに定めるもののほか、企業経営者見通し調査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。	(委任) 第26条 第3条第1項、第5条及び第20条から前条までに定めるもののほか、企業経営者見通し調査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。
(調査実施期間における調査票情報の二次利用に係る手続) 第26条 略	(調査実施期間における調査票情報の二次利用に係る手続) 第27条 略
(公的機関の求めによる統計の作成等に係る手続) 第27条 略	(公的機関の求めによる統計の作成等に係る手続) 第28条 略
(委託による統計の作成等を行うことができる場合) 第28条 略	(委託による統計の作成等を行うことができる場合) 第29条 略
(委託による統計の作成等に係る手続等) 第29条 略	(委託による統計の作成等に係る手続等) 第30条 略
第30条 略	第31条 略
第31条 略 2 知事等は、委託成果物を提供する委託申出者に、その同意を得ないで当該委託成果物を第29条第1項第5号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供させてはならない。	第32条 略 2 知事等は、委託成果物を提供する委託申出者に、その同意を得ないで当該委託成果物を第30条第1項第5号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供させてはならない。

3 略

(利用実績報告書の公表)

第32条 略

第33条 略

3 略

(利用実績報告書の公表)

第33条 略

第34条 略

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第30号

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1～7 略 8 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（ <u>短期大学を除く。</u> ）において心理学を専攻する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。 9・10 略	職員の配置 1～7 略 8 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学において心理学を専攻する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。 9・10 略	
略		略	
別表第3（第5条関係）		別表第3（第5条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1～6 略 7 母子支援員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 （1）知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（ <u>学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u> ） （2）～（5） 略 8 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（ <u>短期大学を除く。</u> ）において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。 9 略	職員の配置 1～6 略 7 母子支援員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 （1）知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 （2）～（5） 略 8 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。 9 略	

略	
別表第5（第7条関係）	
項目	基準
職員の配置	<p>1 児童の遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1) 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（<u>学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（<u>当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）又はこれと同等以上の能力を有する者であって、施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する施設にあっては、知事）が適当と認めたもの</p> <p>2 略</p>
略	

別表第6（第8条関係）	
項目	基準
職員の配置	<p>1～7 略</p> <p>8 児童指導員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1) 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（<u>学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法の規定による大学</p>

略	
別表第5（第7条関係）	
項目	基準
職員の配置	<p>1 児童の遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1) 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の能力を有する者であって、施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する施設にあっては、知事）が適当と認めたもの</p> <p>2 略</p>
略	

別表第6（第8条関係）	
項目	基準
職員の配置	<p>1～7 略</p> <p>8 児童指導員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1) 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法の規定による大学に</p>

	<p>(短期大学を除く。)において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の能力を有すると知事が認めた者</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者</u>であって、知事が適当と認めたもの</p> <p>(7) 略</p> <p>9 略</p> <p>10 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。</p> <p>11 略</p>
略	

	<p>において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の能力を有すると知事が認めた者</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>学校教育法の規定による小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u>であって、知事が適当と認めたもの</p> <p>(7) 略</p> <p>9 略</p> <p>10 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。</p> <p>11 略</p>
略	

別表第7 (第9条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
職員の配置	1～6 略
	7 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。
	8 略
略	

2 略

別表第9 (第11条関係)

項目	基準
職員の配置	1～6 略
	7 心理療法担当職員は、学校教育法の

別表第7 (第9条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
職員の配置	1～6 略
	7 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。
	8 略
略	

2 略

別表第9 (第11条関係)

項目	基準
職員の配置	1～6 略
	7 心理療法担当職員は、学校教育法の

<p>規定による大学（短期大学を除く。） において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の資格を有すると知事が認めた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものをもって充てること。</p> <p>8・9 略</p>
略

<p>規定による大学において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の資格を有すると知事が認めた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものをもって充てること。</p> <p>8・9 略</p>
略

別表第10（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	<p>1～5 略</p> <p>6 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 養成所又は知事の指定する児童自立支援専門員を養成する施設を卒業した者（学校教育法の規定による<u>専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）</p> <p>(4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者であって、児童自立支援事業へ従事した期間を踏まえて知事が適当と認めたもの</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>教育職員免許法に規定する</u>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教諭の職務に従事したもの</p> <p>7・8 略</p> <p>9 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の資格を有すると知事が認めた者であって、個人及</p>

別表第10（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	<p>1～5 略</p> <p>6 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 養成所又は知事の指定する児童自立支援専門員を養成する施設を卒業した者</p> <p>(4) 学校教育法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者であって、児童自立支援事業へ従事した期間を踏まえて知事が適当と認めたもの</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>学校教育法の規定による</u>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教諭の職務に従事したもの</p> <p>7・8 略</p> <p>9 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の資格を有すると知事が認めた者であって、個人及び集団心理療法の技術</p>

び集団心理療法の技術を有し、かつ、 心理療法に関する1年以上の経験を有 するものをもって充てること。 10 略	を有し、かつ、心理療法に関する1年 以上の経験を有するものをもって充て ること。 10 略
略	略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告の徴収)</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬（積替え又は保管のための施設に係るものに限る。）又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を総合事務所長（所管の総合事務所長がない場合にあつては、知事）に提出するものとする。ただし、他人に処分を委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じたものに限る。）であつて、その処分に関し、法第12条の3第7項の報告書を提出するものについては、この限りでない。</p>	<p>(報告の徴収)</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を総合事務所長（所管の総合事務所長がない場合にあつては、知事）に提出するものとする。ただし、他人に処分を委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じたものに限る。）であつて、その処分に関し、法第12条の3第7項の報告書を提出するものについては、この限りでない。</p>

第 2 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第10号の5を次のように改める。

様式第10号の5（第16条関係）

その1

産 業 廃 棄 物
の運搬実績報告書（ 年度）
特別管理産業廃棄物
—収集運搬業—

年 月 日

職 氏 名 様

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の処理実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第4項の規定により、次のとおり報告します。

--	--	--

- 注 1 この報告書は、産業廃棄物処分業実績報告書に記載した廃棄物の処分の状況について、施設の種類ごとに作成すること。単位はt又はm³とすること。
- 2 10の欄は、処分方法を具体的に記入するとともに、自社処分又は委託処分の別を記載すること。
- 3 1の欄から10の欄までの項目について、これらと同じ内容を記載した書類の写しを添付した場合は、記載を省略することができる。

その3

(表面)

産 業 廃 棄 物
の処分実績報告書 (年度)
特別管理産業廃棄物
—最終処分業—

年 月 日

職 氏 名 様

報告者
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の処理実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第4項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類	許可年月日			年 月 日	許可番号				
産 業 廃 棄 物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者(排出事業者又は処分業者)			処分			引き渡した者		
	許可番号	氏名又は名称	受託量	処分方法	処分量	処分後量	氏名又は名称	引渡内容	引渡量
	住所			処分場所			住所		

(裏面)

産 業 廃 棄 物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者(排出事業者又は処分業者)			処分			引き渡した者		
	許可番号	氏名又は名称	受託量	処分方法	処分量	処分後量	氏名又は名称	引渡内容	引渡量
	住所			処分場所			住所		

注 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物の量を記載して6月30日まで提出すること。単位はt又はm³とすること。

2 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があること。

なお、処分業者からの再委託である場合は、その空欄に（再）と記載すること。

3 引き渡した者の欄については、他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じた有価物を譲渡した者を記載するものとし、廃棄物としてその処分を委託した者は記載しないこと。

4 産業廃棄物の処理施設の処分実績については、処理施設で処分した量を別紙に記入して添付すること。

その3別紙

産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書（ 年度）

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理施設の種類の種類	処分した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位 t / m ³ ）				処分後の産業廃棄物の処分量（単位 t / m ³ ）			
	A	A	A	A	種類	排出量	処理方法	処分量

注 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第32号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>第38条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費を第54条の2に規定する自動口座振替の方法により支払おうとするときは、知事が別に定める方法により、支出負担行為をすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項に規定する日本放送協会の放送の受信についての契約に基づき支払をする経費</u></p> <p>3～7 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。</p>		<p>第38条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費を第54条の2に規定する自動口座振替の方法により支払おうとするときは、知事が別に定める方法により、支出負担行為をすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。</p>	
		中部地震復興本部 事務局	中部地震復興本部事務局の課長 補佐
総務部東京本部	総務部東京本部の副本部長	総務部東京本部	総務部東京本部の副本部長
略		略	
総務部行財政改革局職員人材開発センター	総務部行財政改革局職員人材開発センターの課長補佐	総務部行財政改革局職員人材開発センター	総務部行財政改革局職員人材開発センターの課長補佐
		生活環境部衛生環境研究所	生活環境部衛生環境研究所の総務担当の課長補佐
		危機管理局・生活環境部原子力環境センター	危機管理局・生活環境部原子力環境センターの総務担当の課長補佐
		生活環境部「山の日」大会推進課	生活環境部「山の日」大会推進課の課長補佐
略		略	

農林水産部農業大 学校	農林水産部農業大 学校の課長補 佐
略	

別表第1(第2条、第5条関係)

機関	職
略	
鳥取県中部県税事務所	(1) <u>中部総合事務 所地域振興局総務 室の室長</u> (2) 略
鳥取県西部県税事務所	(1) <u>西部総合事務 所地域振興局総務 室の室長</u> (2) 収税課長
鳥取県埋蔵文化財センター	次長
鳥取県立むきばんだ史跡公園	次長
略	
鳥取県栽培漁業センター	課長補佐
略	
鳥取県西部教育局	次長
略	

別表第1の2(第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
元気づくり 総本部東部 振興監東部 振興課	1～3 略
総務部総務 課	1 入札保証金の領収、一時保管並 びに払戻し(手許保管のものに限 る。)及び払込みに関する事務 2 契約保証金の領収及び払込みに 関する事務 3 鳥取県庁本庁舎に設置している 特殊簡易公衆電話機内の収納金の 収納事務

農林水産部農業大 学校	農林水産部農業大 学校の総務課 長
略	

別表第1(第2条、第5条関係)

機関	職
略	
鳥取県中部県税事務所	(1) <u>課長補佐</u> (2) 略
鳥取県西部県税事務所	(1) <u>課長補佐</u> (2) 収税課長
略	
鳥取県栽培漁業センター	課長補佐
鳥取県立とっとり賀露かっこ 館	係長
略	
鳥取県西部教育局	次長
鳥取県埋蔵文化財センター	次長
鳥取県立むきばんだ史跡公園	次長
略	

別表第1の2(第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
元気づくり 総本部東部 振興監東部 振興課	1～3 略
総務部総務 課	1 入札保証金の領収、一時保管並 びに払戻し(手許保管のものに限 る。)及び払込みに関する事務 2 契約保証金の領収及び払込みに 関する事務 3 鳥取県庁本庁舎に設置している 特殊簡易公衆電話機内の収納金の 収納事務
総務部税務 課	コンビニエンスストアにおいて納付 された県税及びクレジットカードに

略		よって納付された県税の収納事務	
総務部総合事務センター庶務集中課	<p>1 恩給法の一部を改正する法律（平成17年法律第6号）の規定による改正前の恩給法（大正12年法律第48号）第9条ノ3及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）第7条ノ2による届出を故恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給過払金の返還金の収納に関する事務</p> <p>2 とっとり電子申請サービスを使用してクレジットカードにより納付された歳入金の収納に関する事務</p>	総務部総合事務センター庶務集中課	<p>恩給法の一部を改正する法律（平成17年法律第6号）の規定による改正前の恩給法（大正12年法律第48号）第9条ノ3及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）第7条ノ2による届出を故恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給過払金の返還金の収納に関する事務</p>
略		略	
地域振興部統計課	統計に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務	地域振興部統計課	統計に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
地域振興部文化財課	鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第325号に規定する手数料の収納事務		
略		略	
福祉保健部健康医療局医療政策課	<p>1 略</p> <p>2 鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第20号、第23号及び第24号に規定する手数料の収納事務</p> <p>3～5 略</p> <p>6 鳥取県立歯科衛生専門学校<u>の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号）第4条第1項の規定により徴収する授業料の収納事務</u></p>	福祉保健部健康医療局医療政策課	<p>1 略</p> <p>2 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第20号、第23号及び第24号に規定する手数料の収納事務</p> <p>3～5 略</p>
福祉保健部健康医療局医療・保険課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第31号、第52号、第53号、第55号、第55号の2、第66号の2及び第66号の3に規定する手数料の収納事務	福祉保健部健康医療局医療・保険課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第31号、第52号、第53号、第55号、第55号の2、第66号の2及び第66号の3に規定する手数料の収納事務
生活環境部衛生環境研究所	<p>1 現金（基金に属する現金を除く。）の収納及び保管に関する事務</p> <p>2 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務</p>		

	3 契約保証金の領収及び払込みに 関する事務 4 有価証券の出納及び保管に 関する事務		
略		略	
生活環境部 くらしの安 心局住まい まちづくり 課	1 鳥取県手数料徴収条例第2条第 1項第308号から第311号までに規 定する手数料の収納事務 2 県営住宅の家賃（水道料金を含 む。）及び駐車場に係る使用料の 収納事務 3 県営住宅の賃貸借契約の解除又 は駐車場に係る使用許可の取消し に伴い生じた損害賠償金の収納事 務 4 県営住宅退去者の遺留物件の処 分に要する費用の収納事務 5 県営住宅の目的外使用許可に係 る使用料の収納事務	生活環境部 くらしの安 心局住まい まちづくり 課	1 鳥取県手数料徴収条例第2条第 1項第308号から第311号までに規 定する手数料の収納事務 2 県営住宅の家賃（水道料金を含 む。）及び駐車場に係る使用料の 収納事務 3 県営住宅の賃貸借契約の解除又 は駐車場に係る使用許可の取消し に伴い生じた損害賠償金の収納事 務 4 県営住宅退去者の遺留物件の処 分に要する費用の収納事務 5 県営住宅の目的外使用許可に係 る使用料の収納事務
危機管理 局・生活環 境部原子力 環境セン ター	1 現金（基金に属する現金を除 く。）の収納及び保管に関する事 務 2 入札保証金の領収、一時保管並 びに払戻し（手許保管のものに限 る。）及び払込みに関する事務 3 契約保証金の領収及び払込みに 関する事務 4 有価証券の出納及び保管に 関する事務		
略		略	
農林水産部 水産振興局 水産課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項 第249号、 <u>第250号</u> 及び <u>第255号</u> に規定 する手数料の収納事務	農林水産部 水産振興局 水産課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項 第249号に規定する手数料の収納事 務
会計管理局 会計指導課	1 インターネット上で売却した物 品に係る入札保証金及び契約保証 金の領収、一時保管及び払戻し並 びに売却代金の収納に関する事務 2 コンビニエンスストアにおいて 納付された歳入金、マルチペイメ ントネットワークを利用した歳入 金及びクレジットカード及び電子 マネーにより納付された歳入金の 収納事務	会計管理局 会計指導課	インターネット上で売却した物品に 係る入札保証金及び契約保証金の領 収、一時保管及び払戻し並びに売却 代金の収納に関する事務
略		略	
教育委員会	鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和	教育委員会	鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和

事務局人権教育課	35年鳥取県教育委員会規則第5号) 第11条第1項又は第2項の規定により返還される育英奨学資金(過払金を含む。)及び鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則(平成14年鳥取県教育委員会規則第23号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号)第14条第1項の規定により返還される進学奨励資金の収納事務
略	

事務局人権教育課	35年鳥取県教育委員会規則第5号) 第11条第1項又は第2項の規定により返還される育英奨学資金(過払金を含む。)及び鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則(平成14年鳥取県教育委員会規則第23号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号)第14条第1項の規定により返還される進学奨励資金の収納事務
教育委員会事務局文化財課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第325号に規定する手数料の収納事務
略	

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
鳥取県立鳥取療育園	1 略 2 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)第4条に規定する使用料及び手数料の窓口での収納に関する事務及び未収金の収納に関する事務 3 略
鳥取県立中部療育園	1 略 2 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第4条に規定する使用料及び手数料の窓口での収納に関する事務及び未収金の収納に関する事務
鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所	児童措置費の負担金の一部の収納に関する事務
鳥取県立精神保健福祉センター	1 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年鳥取県条例第14号)第4条に規定する使用料及び手数料の収納事務

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
鳥取県立鳥取療育園	1 略 2 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)第7条に規定する使用料及び手数料の窓口での収納に関する事務及び未収金の収納に関する事務 3 略
鳥取県立中部療育園	1 略 2 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第7条に規定する使用料及び手数料の窓口での収納に関する事務及び未収金の収納に関する事務
鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所	児童措置費の負担金の一部の収納に関する事務

2 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
略

略

様式第 4 号（第19条関係）（A列 6 号のもの複写式）

略

備考 1 現金（証券）領収証書は、二枚複写とし、領収証書は厚紙、原符は薄紙を使用し表紙を付ける。厚紙の領収証書には銀行払込済欄は設けない。1冊の部数は会計指導課長が別に定めるものとする。

2～7 略

様式第 4 号（第19条関係）（A列 6 号のもの複写式）

略

備考 1 現金（証券）領収証書は、二枚複写とし、領収証書は厚紙、原符は薄紙を使用し表紙を付ける。厚紙の領収証書には銀行払込済欄は設けない。1冊の部数は会計局長が別に定めるものとする。

2～7 略

様式第14号（第41条、第65条、第97条関係）（1）
支払命令書

ページ

指定出納取扱店 年 月 日
銀行 店 御中 第 号
下記の金額を支払ってください。

鳥取県会計管理者 氏 名

略	年度 年 月 日支払分 (単位：円)
---	-----------------------

略

様式第14号（第41条、第65条、第97条関係）（1）
支払命令書

ページ

指定出納取扱店 年 月 日
銀行 店 御中 第 号
下記の金額を支払ってください。

鳥取県会計管理者 氏 名

略	年度 年 月 日支払分 (単位：円)
---	-----------------------

略

備考 この様式は、直払のうち払込払、口座振替払、隔地払及び公金振替に係る支払の命令をする場合に使用する。

(2)

支払命令書（直払）

業務名

略

年 月 日

指定出納取扱店

銀行 店 御中

鳥取県会計管理者 氏 名

略

(2)

支払命令書（直払）

業務名

略

上記の金額を支払ってください。

年 月 日

指定出納取扱店

銀行 店 御中

鳥取県会計管理者 氏 名

略

<p>備考 略</p> <p>様式第42号（第21条、第160条関係） 現金（証券）出納簿 〔会計管理者、出納員 及び資金前渡出納員〕</p> <p>略</p> <p>備考 1・2 略</p> <p>3 出納員は、<u>会計指導課長</u>の承認を受けて、この様式によらない現金（証券）出納簿を用いることができる。</p> <p>様式第42号の2（第22条、第160条関係） 現金（証券）引継簿兼出納簿 （当帳簿を管理する分任出納員 氏名 ㊟）</p> <p>略</p> <p>注 1～3 略</p> <p>4 分任出納員は、<u>会計指導課長</u>の承認を受けて、この様式によらない現金（証券）引継簿兼出納簿を用いることができる。</p>	<p>備考 略</p> <p>様式第42号（第21条、第160条関係） 現金（証券）出納簿 〔会計管理者、出納員 及び資金前渡出納員〕</p> <p>略</p> <p>備考 1・2 略</p> <p>3 出納員は、<u>会計局長</u>の承認を受けて、この様式によらない現金（証券）出納簿を用いることができる。</p> <p>様式第42号の2（第22条、第160条関係） 現金（証券）引継簿兼出納簿 （当帳簿を管理する分任出納員 氏名 ㊟）</p> <p>略</p> <p>注 1～3 略</p> <p>4 分任出納員は、<u>会計局長</u>の承認を受けて、この様式によらない現金（証券）引継簿兼出納簿を用いることができる。</p>
---	---

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。